

# 野田市集中改革プラン

(平成 21 年度 - 平成 26 年度)

平成 2 1 年 4 月

野 田 市

## 目 次

集中改革プラン策定の趣旨 .....	1
集中改革プランの計画期間 .....	1
集中改革プランの骨子 .....	2
具体的な実施内容	
1 事務事業の見直し	
（1）市民との協働 .....	3
（2）民間活力の有効活用 .....	5
（3）行政サービスの在り方の検討 .....	6
（4）外郭団体等の見直し .....	8
（5）公有財産の有効活用 .....	9
（6）財政運営の健全化 .....	10
（7）情報化の推進 .....	13
2 組織等の見直し	
（1）組織機構の見直し .....	14
（2）定員の適正化及び勤務体制の見直し .....	15
（3）給与の適正化 .....	17
（4）職員の資質の向上 .....	18
別紙 .....	19

## 集中改革プラン策定の趣旨

集中改革プランは、野田市行政改革大綱（平成 21 年 2 月改訂）において示された方針に沿って、計画的かつ積極的に行政改革を推進していくため、施策の細目及びその具体的な実施時期を定めたものである。

また、野田市行政改革大綱（平成 21 年 2 月改訂）に掲げられていない施策又は事業についても、その趣旨が行政改革大綱に合致するものについては、集中改革プランに位置付け推進していくものとする。

## 集中改革プランの計画期間

集中改革プランの計画期間は行政改革大綱の期間である平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 年間とし、平成 23 年度に中間見直しを行うものとする。

## 集中改革プランの骨子

大項目	中項目	小項目
事務事業の見直し	市民との協働	自治会との協働による行政課題への対応
		社会福祉協議会、野田みどり会等との協働による福祉のまちづくり
		キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働
		情報提供、情報公開の充実による市民参加の推進
	民間活力の有効活用	指定管理者制度活用の推進
		公共施設の管理・運営の民間委託
		現業部門の業務の民間委託
		有効な民間活力活用法の検討
	行政サービスの在り方の検討	公立幼稚園の在り方
		市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長
		公共施設の有効活用
	外郭団体等の見直し	公社等外郭団体の運営の合理化
		公営企業（水道部）の経営の合理化
	公有財産の有効活用	未利用地の有効活用・処分
		公共物への有料広告の掲出
	財政運営の健全化	財政規律の堅持
		市税・使用料等の収納率の向上
補助金の在り方の検討		
給付サービスの見直し		
入札、契約制度の見直し		
使用料等の負担の適正化		
情報化の推進	行政評価による施策の見直し	
	電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守	
組織等の見直し	組織機構の見直し	組織の統廃合と組織体制の整備
		附属機関の整理合理化
	定員の適正化及び勤務体制の見直し	職員削減計画の推進
		再任用制度の導入
		適正な職員配置の推進及び福祉会館館長の非常勤特別職化
		臨時職員の雇用の適正化
		勤務時間の変更
	給与の適正化	地域手当支給の適正化
		その他の各種手当支給の適正化
		初任給の是正
		時間外勤務の適正化
	職員の資質の向上	職員研修の充実
		人事評価制度の構築
希望降格制度の導入		

## 具体的な実施内容

### 1 事務事業の見直し

#### (1) 市民との協働

自治会との協働による行政課題への対応

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
自治会との協働によるまちづくりの推進  (市民生活課)	引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進する。 自治会加入率の低下に対しても、自治会と連携しながら市民の自治会への加入促進を図る。	21	・市長と自治会連合会による意見交換会を設置し、市民と行政の役割分担について検討
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

社会福祉協議会、野田みどり会等との協働による福祉のまちづくり

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
社会福祉協議会、野田みどり会等との協働による福祉のまちづくり  (あさひセンター、社会福祉課、高齢者福祉課、行政管理課、関係課)	福祉のまちづくりを実現していくため、これまで市の福祉施策の一翼を担ってきた野田市社会福祉協議会、野田みどり会及びはーとふるとの協働を強化するとともに、その他の社会福祉法人等とも積極的に協働を図っていく。	21	・はーとふるによるあすなる職業指導所への指定管理者制度の導入
		22	・野田みどり会（共同事業者）によるあおい空への指定管理者制度の導入
		25	・野田みどり会による鶴寿園の建て替えの実施
		21～	・地区社会福祉協議会の事業充実 ・シルバープラン等に基づく社会福祉法人等による社会福祉施設の整備

キャリアデザイン<sup>1</sup>によるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
キャリアデザインによるまちづくりの推進とキャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働  （企画調整課、社会教育課、社会福祉課、市民生活課、社会体育課、学校教育課、指導課、行政管理課、関係課）	まちづくりはひとづくりであることが基本であるため、今後も様々な分野においてキャリアデザインによるまちづくりを推進する  NPO法人及びボランティア団体等を育成・支援する必要があることから、NPO・ボランティアサポートセンターの機能強化を図る。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOボランティアサポートセンター機能強化検討委員会を設置し、検討を進める。</li> </ul>
		22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOボランティアサポートセンターの機能強化</li> <li>・NPO法人ともいき（共同事業者）によるあおい空への指定管理者制度の導入</li> <li>・NPO法人による春風館道場への指定管理者制度の導入</li> </ul>
		21～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育プラットフォーム事業等関係課連携によるキャリアデザインによるまちづくり施策の展開</li> </ul>

情報提供、情報公開の充実による市民参加の推進

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
情報提供、情報公開の充実  （企画調整課、行政管理課、秘書広報課、関係課）	引き続き、情報提供、情報公開の充実を図る。その際、受け手に配慮した効果的な情報提供の手法を検討するとともに、現在、実施していない市民参加の手法についても、安易に導入するのではなく、実効性を検証した上で、効果が認められる場合には導入を図る。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心メール配信の拡充及び携帯電話専用ホームページの開設</li> <li>・パブリックコメント手続の試行継続</li> </ul>
		22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント手続の本格実施</li> </ul>
		21～ 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の審議会への公募委員の導入を試行的に実施</li> </ul>

<sup>1</sup> キャリアデザイン・・・一人一人が質の高い“生き方”（＝キャリア）を実現するために、自分の人生を総合的に見つめ直して、自分らしい「生き方の設計」をし、最適な職業選択をしたり、社会参加をしたりすること。

( 2 ) 民間活力の有効活用

指定管理者制度活用の推進

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
指定管理者制度活用の推進  (あさひセンター、市民生活課、市民課、社会福祉課、社会体育課、児童家庭課、社会教育課、文化センター、行政管理課、関係課)	公の施設の管理は、基本的には指定管理者によることとし、現在未導入の施設についても常に見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果ありと判断される場合には積極的に導入を図る。特に次の施設については、条件が整い次第、速やかに導入を図ることとする。 関宿斎場、堆肥センター、あおい空、保育所(直営分全8施設)、子ども館(児童館)(全6館)、こだま学園、あさひ育成園、文化会館、野田公民館、櫻のホール小ホール(野田公民館)、中央コミュニティ会館	21	・あすなる職業指導所及び市営自転車等駐車場(梅郷駅東口)へ導入
		22	・関宿斎場、あおい空、春風館道場及び清水保育所へ導入
		23	・野田公民館(小ホール)及び中央コミュニティ会館へ導入
		24	・保育所1か所へ導入
		26	・文化会館へ導入 ・保育所1か所へ導入

公共施設の管理・運営の民間委託

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
学童保育所  (児童家庭課)	学童保育の内容充実及び安全安心の観点から児童数の増加に対応できる管理体制とすることが重要であるため、社会福祉協議会が市内学童保育所を一体的に管理運営することとし、社会福祉協議会の管理体制を強化しつつ、順次委託(指定管理者制度導入も検討)を進める。 その際、各学童保育所に主任を置くなど、同時に運営体制の強化も図る。	21	・学童保育所については、原則として、社会福祉協議会に委託することとし、一人当たりの面積が1.65㎡未満又は入所人数が70人を超える場合は、優先的に分割を含め委託
		22	
		23	
		24	
		25	
文化センター舞台業務 (文化センター)	舞台業務については、指定管理者制度導入を見据え、速やかに一般事務職への任用替えを実施し、委託に切り替える。	21	・文化会館及び櫻のホール小ホールの舞台業務の全面委託を実施

### 現業部門の業務の民間委託

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
現業部門の民間委託  （清掃第一課、関宿クリーンセンター、清掃第二課、児童家庭課、行政管理課、関係課）	現業部門については退職不補充とし、順次民間委託又は指定管理者制度等を導入（現清掃工場については、当面直営）するが、委託する業務は現業部門全体の中で捉え、人事異動等を効果的に行い計画的に実施する。	21	清掃第一課収集業務、関宿クリーンセンター収集業務、清掃第二課収集業務、保育所給食調理業務等について、退職状況を考慮しつつ、委託を推進
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

### （３） 行政サービスの在り方の検討

#### 公立幼稚園の在り方

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
公立幼稚園の在り方の検討  （学校教育課）	公立幼稚園の在り方については、園児数の推移及び幼保一元化等国の制度改正の状況等を見極めつつ、引き続き、検討を進める。  検討に当たっては、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点が重要であり、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係についても、十分留意する必要がある。	21	・私立幼稚園を含めた幼稚園の在り方について、（仮称）幼稚園検討委員会を21年度に設置し、検討を進める。
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長  (興風図書館、社会教育課、文化センター、市民課、関係課)	新たな窓口時間延長等の実施については、市民ニーズ及び導入効果を検証し、導入効果が認められると判断されれば積極的に導入を図る。なお、現在実施している公共施設の無休化、開館時間の延長の取組については、引き続き実施することとし、試行を継続しているコミュニティ会館4館及び野田公民館の無休化については本格実施する。 さらに、本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設については、本格実施に向けて試行を継続するとともに、その他本庁窓口への対象拡大については、国の民間開放の動向を見極めつつ、検討していく。 また、職員の勤務時間と開館時間が異なる施設について、開館時間を勤務時間に合わせることに事務上の支障がなく、かつサービスが向上すると認められる場合は、開館時間の変更を検討する。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ会館4館及び野田公民館の無休化の本格実施</li> <li>・公民館（野田公民館、南部梅郷公民館及び川間公民館を除く）及び勤労青少年ホームの開館時間を午前9時から午前8時30分に変更</li> <li>・本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設の試行継続</li> </ul>
		22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設の試行継続</li> </ul>
		23	
		24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設の本格実施</li> </ul>

公共施設の有効活用

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
公共施設の有効活用  (清掃第二課)	新たな公共施設の整備には、多額の財政負担を伴うことになることから、公共施設の施設整備においては、既存施設の有効活用や複合施設化による効率的な整備について検討する。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関宿地域のし尿処理について、関宿中継槽を廃止し、他市への委託から第二清掃工場での処理に切り替える。</li> </ul>

(4) 外郭団体等の見直し

公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
財団法人野田市 開発協会  (みどりの課)	引き続き、別紙の点に留意し、経営改善に向けた必要な指導助言を行う。	21	・収益の向上及び経費削減のための具体的方策について、別紙の留意点に基づき、経営改善の支援を実施
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
野田市土地開発 公社  (用地課)	引き続き、自立的に運営していけるよう、必要な指導助言を行うとともに、長期的視点に立って、土地開発公社の役割について常に検証する。検証に当たっては、解散も視野に入れた総合的な検証を行う。	22	・プロパー職員 <sup>2</sup> の嘱託職員化の実施
		21～	・公社の在り方について、総合的な検証を常に実施
野田業務サービ ス株式会社  (行政管理課)	会社の経営管理能力の向上及び社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、別紙の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。	21	・経営管理能力の向上及び社員の質の向上を図るため、別紙の経営改善の支援を実施
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
株式会社野田自 然共生ファーム  (農政課)	経営の安定化を図るため、別紙の経営改革の支援を行う。	21	・経営の安定化を図るため、別紙の経営改革への支援を実施
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

公営企業(水道部)の経営の合理化

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
公営企業(水道 部)の経営の合 理化  (水道部)	上花輪浄水場の更新など、将来的に大きな財政負担を伴うことになるため、引き続き、業務や事務執行体制の効率化、外部委託化の積極的な推進、更なる職員削減に取り組むなど、経営基盤の強化を図る。	21	・(仮称)野田市水道部長 期計画の策定
		21～	・(仮称)野田市水道部長 期計画に基づき、委託業 務拡大を図りつつ、職員 削減を推進

<sup>2</sup> プロパー職員・・・正規の職員。本文中は野田市土地開発公社で採用した正規の職員。

( 5 ) 公有財産の有効活用

未利用地の有効活用・処分

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
未利用地の有効活用・処分  (管財課)	引き続き、本市が保有している土地のうち将来にわたって利用する可能性が低いものについては、自主財源の確保という観点から、処分方法を工夫し、売却を推進する。	21	・処分を決定した普通財産の内、未処分の5か所については、市況が回復次第、処分
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

公共物への有料広告の掲出

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
公共物への有料広告の掲出  (行政管理課、総務課、管財課、秘書広報課、関係課)	今後も、自主財源の確保という観点から、明らかに民業圧迫となる市報は除き、広告媒体として効果的な公共物を慎重に選定し、順次導入を進めていく。	21	・自治会回覧板への広告掲出
		22	・本庁舎玄関マットへの広告掲出
		23	・暮らしの便利帳への広告掲出



市税・使用料等の収納率の向上

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
市税・国民健康保険税  (収税課)	現行の取組については、新たな目標を設定し、効果的な徴収対策を講じ、収納率向上に取り組んでいく。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税の収納率目標 91%</li> <li>国民健康保険税の収納率目標 70%</li> <li>コンビニ収納導入時期の検討</li> <li>目標達成のための徴収強化対策の実施</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
介護保険料  (収税課)		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料の収納率目標 96%</li> <li>コンビニ収納導入時期の検討</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
市営住宅使用料  (建築指導課)		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅使用料の収納率目標 91%</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
住宅新築資金等貸付金元利収入  (人権施策推進課)		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の収納率目標 5.5%</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
下水道受益者負担金  (下水道課)		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道受益者負担金の滞納繰越分の収納率目標 4.7%</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
水道料金  (水道部業務課)		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金の滞納繰越分の収納率目標 30%</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
学校給食費、保育所保育料等  (収税課、関係課)	集中改革プラン（平成16年度-21年度）に位置付けのない料金等においても滞納を生じているものもあるため、徴収に係るノウハウの共有化や共同徴収等新たな徴収対策について検討する。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税等の徴収対策と連携して徴収の強化を図る</li> </ul>
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

### 補助金の在り方の検討

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
補助金の在り方の検討  (財政課)	補助金の在り方については、社会経済情勢の変化等を見極めつつ、存続する意義の薄れたもの、当初の目的が果たされたものなど、引き続き、費用対効果を検証していく必要がある。 検証に当たっては、執行残額としての繰越金が恒常的に大きい場合などについても見直しの対象とするなど、現行の削減ルールの見直しを図る必要がある。	21	・補助金交付団体の財政状況調査の実施
		22	・削減ルールの見直し検討
		23	・削減ルールの見直し

### 給付サービスの見直し

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
給付サービスの見直し  (行政管理課、関係課)	市が単独で実施する給付サービスは、市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き、既存給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。 特に、遺児手当の見直しについては、早期に行うこと。	21	・行政評価の試行の一環として、給付サービスの見直しを実施
		22	

### 入札、契約制度の見直し

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
入札、契約制度の改善  (管財課)	これまでの見直し措置の実施状況、入札・契約に係る事務処理体制や品質確保のための監督・検査体制の整備状況、地元業者の経営状況などを十分に踏まえながら、引き続き、入札・契約制度の改善に努めていく。	21	・公契約条例の制定 ・総合評価方式の導入
		23	・公契約条例の施行

## 使用料等の負担の適正化

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
使用料の見直し  （行政管理課、社会教育課、市民課、関係課）	使用料については、別紙のような受益者負担の設定の考え方にに基づき、施設ごとに適正な使用料の額を設定し、不適切な使用料について見直すとともに、他市で取扱いのない減免規定等、原則無料の取扱いについて見直しを検討する。	21	・公民館使用料の社会教育団体等利用の有料化について、公民館運営審議会に諮問
		22	・斎場の市内者火葬料の見直し
		21～	・物価、景気の動向を踏まえ、一斉見直しを検討

## 行政評価による施策の見直し

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
行政評価の導入について  （行政管理課）	行政評価については、近隣市の導入状況を踏まえ、平成23年度を目途に導入に向けた検討を進める。 その際、事務量の増加及び総合計画や予算との連動などの課題も多いことから、簡素で効率的かつ実効性のある行政評価導入について十分に検証する必要がある。	21	・給付サービスについて試行的に実施
		22	
		23	・行政評価制度に関する指針の策定
		24	・行政評価の本格実施

## （7） 情報化の推進

### 電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守  （行政管理課、市民課、関係課）	費用対効果及びより効果的な導入方法を十分に検証しながら、電子自治体の実現を推進していく。 その際、セキュリティ対策を十分講じるとともに、インターネット弱者に配慮するなど情報格差が発生しないよう配慮する。	21	・電子申請（一部業務）の導入
		23	・戸籍システム導入方針の決定

## 2 組織等の見直し

### (1) 組織機構の見直し

#### 組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
組織の統廃合と 組織体制の整備  (行政管理課)	簡素で効率的な組織とするため、スクラップアンドビルドを基本としつつ、別紙の組織統廃合及び分割、新設を行うが、行政需要の変化は、年々そのサイクルを狭めてきていることから、これに的確に対応するため、今後組織の見直しについて、検証していくこととする。 また、組織が有効に機能するよう組織体制の整備についても検証していく。	21	・組織の統廃合の準備 ・組織の連携に関する指針の策定
		22	・組織の統廃合の実施
		23	・行政需要の変化に対応するため、随時見直しを実施
		24	
		25	
26			

#### 附属機関の整理合理化

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
附属機関の統廃合  (行政管理課、 関係課)	引き続き、長期間活動実績のない附属機関等については、その必要性を厳格に検証した上、廃止・統合を進める。 また、新たな附属機関の設置に当たっては、安易に新設することなく、既存の附属機関の活用等其他の方法についても検討し、附属機関の肥大化、非効率を防止する。	21	・長期間活動実績のない附属機関の統廃合の実施
		22	
		23	
		24	
		25	
26			

( 2 ) 定員の適正化及び勤務体制の見直し

職員削減計画の推進

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
職員削減計画の 推進  ( 行政管理課 )	平成 27 年度当初の職員数を 1,030 人（合併前の平成 13 年度当初旧野田市職員数 1,031 人を 1 人下回る。）とする職員削減計画を策定し、職員の年齢構成に配慮しつつ、適正な定員管理を推進する。	21	年度当初目標職員数 1,129 人（削減数 36 人）
		22	年度当初目標職員数 1,123 人（削減数 6 人）
		23	年度当初目標職員数 1,115 人（削減数 8 人）
		24	年度当初目標職員数 1,095 人（削減数 20 人）
		25	年度当初目標職員数 1,067 人（削減数 28 人）
		26	年度当初目標職員数 1,050 人（削減数 17 人）
			平成 27 年度当初目標職員数 1,030 人（削減数 20 人）

再任用制度の導入

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
再任用制度の導入  ( 人事課 )	再任用制度については、フルタイム勤務は導入せず、短時間勤務に限って導入することとし、導入職場についても、例えばスタッフ職等導入効果が認められる職場に限定する。 また、再任用職員の適正な人事管理に努めるとともに、再任用職員の定数管理を行い、定数条例との整合を図る。 なお、再任用制度の導入に伴い、技能労務職を対象とした現行の勤務延長制度を廃止するとともに、定年年齢の引上げについては、国家公務員への適用について注視していく。	21	・再任用導入職場業務等の検討
		22	
		23	
		24	・再任用制度の導入

適正な職員配置の推進及び福祉会館館長の非常勤特別職化

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
適正な職員配置の推進  (行政管理課)	全体の職員数を削減しつつ、社会経済情勢の変化に伴い、常に化する行政需要に的確に対応していくため、引き続き、予算編成と連動して各課の事務事業に応じた配置職員数を毎年度見直し、最大限効果的な行政サービスの提供を可能にする機動的な職員配置を行う。	21	・ 予算編成と連動して各課の事務事業に応じた配置職員数を毎年度見直し、最大限効果的な行政サービスの提供を可能にする機動的な職員配置を実施
		22	
		23	
		24	
		25	
福祉会館館長の非常勤特別職化  (人権施策推進課)	福祉会館館長の非常勤特別職化については、隣保館運営費補助金の交付状況を注視し、当該補助金の減額及び廃止等により、館長の非常勤化の効果が得られると判断した段階で非常勤化を図る。	21	・ 隣保館運営費等補助金の交付状況により、館長の非常勤化の効果が得られると判断した段階で非常勤化を実施
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

臨時職員の雇用の適正化

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
臨時職員の雇用の適正化  (人事課)	引き続き、新規に雇用する臨時職員については、地方公務員法第22条第5項を徹底するよう努めるとともに、民間委託の推進等、長期継続雇用の解消策を推進する。 賃金等の取扱いについては、平成19年度人事院勧告に伴う国家公務員の非常勤職員に係る給与等検討の動向に留意し、適切な対応を図る。	21	・ 新規雇用の臨時職員は最長1年の任用を徹底。現雇用職員は民間委託に合わせて順次解消 ・ 賃金の取扱いは、国家公務員の非常勤職員に係る給与等検討の動向に応じ、適宜適切な対応を図る。
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

勤務時間の変更

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
勤務時間の変更  (人事課)	職員の勤務時間を1日7時間45分(1週38時間45分)にするとともに、休息時間を廃止する。	21	・ 勤務時間の短縮及び休息時間の廃止

( 3 ) 給与の適正化

地域手当支給の適正化

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
地域手当支給の 適正化  (人事課)	地域手当の支給率が国基準に準拠しなければならないことは、地方公務員法第 24 条第 3 項並びに行政改革推進法第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定の趣旨からも明らかであることから、遅くとも地域手当の制度完成年度である平成 22 年度までに支給率 3% に引下げを図る。	21	・支給率を 5% に引下げ実施
		22	・支給率を 3% に引下げ実施

その他の各種手当支給の適正化

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
その他の各種手当支給の適正化  (人事課)	各種手当については、手当本来の趣旨に合わなくなった手当は、速やかに是正を図る。 住居手当及び期末・勤勉手当に係る役職加算支給対象者割合については、遅くとも本大綱の計画最終年度までに是正を図る。	21	・住居手当及び期末・勤勉手当に係る役職加算支給対象者割合の是正 ・手当本来の趣旨に合わなくなった手当の是正
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

初任給の是正

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
初任給の是正  (人事課)	直近の採用者間に不均衡が生じないように配慮しつつ、速やかに国水準まで引下げを図る。	21	・段階的な引下げ案の検討
		22	・各年度当初に段階的な引下げの実施
		23	
		24	
		25	・国水準まで引下げ実施

時間外勤務の適正化

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
時間外の適正化  (人事課)	引き続き、全職員の仕事に対する意識の徹底等、時間外勤務の縮減対策を講じることにより、時間外勤務の総時間数の抑制に努める。	21	・時間外勤務時間対前年度比 5% の縮減
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

( 4 ) 職員の資質の向上

職員研修の充実

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
職員研修の充実  (人事課)	市民と行政が信頼関係を築き、新たな地域社会を形成していくための人材育成を図ることを目的に現在の人材育成に関する基本方針を見直す。なお、見直しに当たって、特に検討の必要がある課題は別紙のとおりである。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新人材育成に関する基本方針の策定</li> <li>・ 野田市職員研修計画の策定</li> </ul>

人事評価制度の構築

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
人事評価制度の構築  (人事課)	試行中の勤務評定制度を平成 21 年度中に見直し、平成 24 年度までに本格実施し、勤務評定の結果を給与等の人事管理に適正に反映させる。	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価制度の抜本的見直しを実施</li> <li>・ 評価者研修の拡充</li> </ul>
		22	・ 見直し後評価制度の試行実施
		23	
		24	・ 人事評価制度の本格実施

希望降格制度の導入

細項目	取組方針(行政改革大綱)	年度	実施内容
希望降格制度の導入  (人事課)	管理職員の意欲の向上、健康の保持及び組織の活性化を図るため、職務、職責を果たすことが困難であると感じる管理職員が降格を申し出る希望降格制度の導入を図る。	22	・ 希望降格制度の導入

## 別紙

### 財団法人野田市開発協会

( P8 公社等外郭団体の運営の合理化関係 )

( 留意点 )

- ・ 基幹事業であるゴルフ場事業について、市及び開発協会は、市民ゴルフ場としての役割を認識し、例えば、市民特別料金制の導入やけやき友の会の見直しなど、市民利用者増大のための具体的方策を講じる。
- ・ 市外利用者増大対策として、例えば、駅頭宣伝の実施など積極的な宣伝活動を展開するとともに、収益増につながるゴルフ場利用料金の設定やサービスの拡充について、詳細な調査、分析等を行い、実施する。
- ・ 野田市総合公園の指定管理業務については、ゴルフ場事業の収益性が改善されるまでの間は、随意指定する。
- ・ 引き続き、退職者不補充、諸手当の削減、外部委託経費の削減等を継続して実施していくことにより歳出の削減を図っていく。

### 野田業務サービス株式会社

( P8 公社等外郭団体の運営の合理化関係 )

( 経営改革案 )

- ・ 今後、市の業務に関して受託が可能かどうか検証した上で、可能なものについては、積極的に受託していく。
- ・ 学校給食調理業務については、管理運営の効率化を図りながら、安心安全な給食を提供していく。

### 株式会社野田自然共生ファーム

( P8 公社等外郭団体の運営の合理化関係 )

( 経営改革案 )

平成 24 年度からの自立した安定経営（黒字経営への転換）を目指し、次の施策を実施していく。

- ・ 江川地区について、5、6 年後の黒字化を図る。
- ・ 支出の大半を占める人件費について、農繁期における作業時間の偏りを少なくするため、交代勤務制度を採用する。また従業員の配置換え配置人数の見直しにより、時間外勤務の削減を図る。
- ・ 事業運営や経営組織体制の精査を実施しつつ、様々な受託事業に取り組む。
- ・ ボランティア組織を立ち上げ、従業員の労働的負担を軽減する。
- ・ 市民農園の拡大を図る。
- ・ 学校給食への安定供給を实践するため、江川地区における米作りのマニュアルを作成し品質の均一化を図る。

## 使用料の見直し

( P13 使用料等の負担の適正化関係 )

( 受益者負担割合の設定の考え方 )

使用料についてはその施設の維持管理コストを利用者が負担することが前提となるが、維持管理コストのすべてをその施設の性質を考慮せず、一律に利用者に求めると、かえって公平性・公正性を損なうことになるため、施設の性質を公共的、市場的、必需、選択の度合いにより分類し、それぞれ施設について公費負担と受益者負担の割合を次表のように設定する。

- ・ 公費負担割合と受益者負担の割合を施設毎に設定
- ・ サービスを市場性から公共的と市場的に分類
- ・ サービスを必要性から必需と選択に分類

		公共的			
		分類	受益者負担程度 中	分類	受益者負担程度 なし
		【主な施設例】 文化会館、公民館、体育館、陸上競技場、		【主な施設例】 公園、図書館、児童館	
選択			市場的		必需
	分類	受益者負担程度 大	分類	受益者負担程度 中	
		【主な施設例】 自転車等駐車場、プール、庭球場、トレーニングルーム		【主な施設例】 保育所、市営住宅、学童保育所	

注) 自転車等駐車場については、民業圧迫とならないよう留意すること。

## 組織の統廃合と組織体制の整備

### ( P14 組織の統廃合と組織体制の整備関係 )

- ・都市計画部と都市整備部を統合し、保健福祉部から児童家庭課、人権施策推進課及び男女共同参画課に係る事務を除き、当該事務を所管する新たな部を設置する。
- ・教育総務部を廃止し、教育総務課を学校教育部に移す。
- ・新市建設計画事業担当は廃止し、所掌事務を街路課に移管する。
- ・区画整理課とまちづくり推進課、管理課と土木課、人権施策推進課と男女共同参画課を統合する。
- ・管財課と工事検査課を統合し、管財課に工事検査室を設置する。
- ・児童家庭課を、主に保育所等施設運営事務を所掌する課と児童、母子相談及び手当関係事務を所掌する課に分割する。
- ・街路課を土木部に移す。

## 職員研修の充実

### ( P18 職員研修の充実関係 )

- ( 課題 )
- ・職場の生産性や職員の学習意欲向上を促す研修効果測定の仕事作り
  - ・自己啓発や研修参加を推進する職場風土の形成
  - ・職階、職種、経験年数等に見合った柔軟な研修カリキュラムの構築
  - ・接遇、コーチング、政策法務、政策立案研修等の内部講師の養成
  - ・職場研修、職場外研修及び自己啓発を組み合わせた研修体系の構築



市の木：けやき

根をはり、天高くそびえる姿は発展を続ける野田市の将来と子どもたちの健やかな成長を願うようです。

(昭和 45 年 10 月 17 日指定)



市の花：つつじ

花をつけたその姿は、いきいきとした暮らしのまち野田市を象徴しています。

(昭和 60 年 5 月 3 日指定)



市の鳥：ひばり

明るく軽やかにさえずりながら飛ぶ姿は、発展を続ける野田市を表しています。

(昭和 60 年 5 月 3 日指定)

## 野田市集中改革プラン (平成 21 年度 - 平成 26 年度)

---

発行 野田市

発行日 平成 21 年 4 月

編集 総務部行政管理課